

## 米国向けPrunus属植物種子の輸出に関する緊急対応について

平成21年11月12日  
農林水産省植物防疫所

農林水産省は、東京都青梅市で確認されたプラムポックスウイルスの発生調査結果を発表した（8月13日 <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/090813.html>）ところですが、この情報を受け、本日（11月12日）、米国の植物検疫当局から、我が国から米国に輸出される Prunus 属植物種子に関する緊急輸入禁止措置を講じる旨の連絡がありました。

措置の概要は下記のとおりですが、詳細については最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

（各植物防疫所連絡先は、以下のアドレスを参照ください。）

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/index.html>

### 記

緊急措置（日本からの Prunus 属植物種子の輸入禁止）の内容

- （1）輸入禁止対象地域：日本全域
- （2）対象植物：Prunus 属植物の栽植用種子
- （3）対象となる有害植物：プラムポックスウイルス
- （4）発効日：2009年11月10日（在京大使館を通じすでに発効していることを確認。）